# 社会福祉法人 輪島市福祉会 理念 尊厳 共生 向上



#### ● 私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ 適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サ ービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

#### ● 私たちの基本方針

- 1.超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
- 2.地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
- 3.個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるよう努めます。
- 4.すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。



もくじ

01.	特別養護老人ホーム・・・	•	•	•	· 02P
02.	短期入所センター・・・・	ė	•	٠	• 04P
03.	デイサービスセンター・・	ė	•	٠	• 06P
04.	n = 2				
	訪問介護センター・・・・				
*************	訪問入浴介護センター・・				
07.	居宅介護支援事務所・・・				
08.	1				
09.	配食サービス・・・・・・				
10.	地域支援・・・・・・・	٠	•	•	• 17P

法人本部 : 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

**☎**(0768)26-1661

Fax(0768)26-1751

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

Hp http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/



## 特別養護老人ホーム







施設の概要 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

施設連絡先: **☎**(0768)26 - 1661 FAX(0768)26 - 1751

開設年月日:昭和61年4月1日 定員:100人

居室の種類及び室数 : 1 人部屋【6 室】2 人部屋【9 室】4 人部屋【19 室】

設備の種類:食堂、談話コーナー、喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室(臥床式浴槽・座位式浴

槽)、個浴室(檜風呂・個浴槽)、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談

室、洗濯室、理美容室、介護材料室、汚物処理室、霊安室

【苦情受付】責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受付けします。

【入居について】石川県指定介護老人福祉施設入居指針に基づき円滑に入居できるように取り組んでおります

#### 入居対象者の選定

- ①要介護3から要介護5までの要介護の方
- ②要介護1又は2の要介護者で特例的な施設への入居が認められる方

#### 特例入居の要件の判定について

- ① 認知症がある方であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる方
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等 が頻繁に見られる方
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な方
- ④ 単身世帯又は同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の提供が不十分である場合

#### 入居の申込み

- ① 入居申込書、介護保険被保険者証の写し、直近 3 ケ月分のサービス提供利用票及びサービス提供 票別表の各写し並びに介護支援専門員意見書を添付して申し込んで下さい。
- ② 申込の有効期間は、要介護認定の有効期間の満了日までです。

#### 入居検討委員会

- ① 入居決定に係る事務を処理するために、入居検討委員会を設置しております。
- ② 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、第三者委員で構成しております。
- ③ 原則として毎月1回開催しております。

<mark>入居申込者の評価基準</mark> (入居申込書の項目について、それぞれ点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定します)

①要介護度による評価 ②介護者の状況による評価 ③居宅サービスの利用状況による評価

④認知症・知的障害・精神障害等の状況による評価

## 特別な事由による入所

以下の場合は、入居検討委員会の審議によらず施設の判断で入居を決定できることとしています。

- ① 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき。
- ② 老人福祉法に定める措置委託による場合。
- ③ 介護者の緊急入院等の事情により、緊急の入居の必要性が生じた場合。

## ■ 介護福祉施設サービス費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要介護 1	5,470円	要介護 4	7, 490円
要介護 2	6, 140円	要介護 5	8, 140円
要介護 3	6,820円		

■ その他の加算	了(介護福祉施	設サービス費)		利用	料金
初期加算			1 日		300円
外泊時加算			1 日	2,	460円
日常生活継続支援	加算		1 日		360円
夜勤職員配置加算			1 日		130円
若年性認知症利用	者受入加算		1 日	1,	200円
口腔衛生管理体制加算			1月		300円
口腔衛生管理加算			1月	1,	100円
認知症行動・心理症状緊急対応加算※7日を限度			1 日	2,	000円
看護体制加算(I)			1 目		40円
看護体制加算(Ⅱ)			1 目		80円
	死亡日以前 4	日以上30日以下(1日)	1 目	1,	440円
看取り介護加算	死亡日の前日	及び前々日(1日)	1 目	6,	800円
	死亡日(1日)		1 目	12,	800円
介護職員処遇改善加算(I) 介護報酬の 5.9%を加算(1			月)(平成	30年3月3	1日まで)

## ■ その他の費用負担 (1 日あたり)

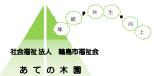
※介護保険負担限額認定証に記載されてある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます。

負担段階	食事の負担限度額	居住費又は滞在費の負担限度額		
<b>具担权怕</b>	及争の貝担限反領	従来型個室(1 人部屋)	多床室(2・4 人部屋)	
第1段階	300円	320円	0円	
第 2 段 階	390円	420円	370円	
第3段階	650円	820円	370円	
基準費用額	1,380円	1, 150円	840円	

#### ○理美容

施設内に行われる[理美容サービス]については 2,700 円(消費税込)/回をご負担いただきます。

○特別な食事の提供に要する費用 など



## 短期入所センター





施設の概要 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

■事業所連絡先 ☎(0768)26 - 1661 ■開設年月日:昭和61年4月1日 ■定員:20人

■居室の種類等:2人部屋【2室】4人部屋【4室】 ■設備の種類:食堂、談話コーナー、 喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室(臥床式浴槽・座位式浴槽)、個浴室(檜風呂・家庭浴槽)、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談室

【苦情受付】責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受付けします。

【施設の目的】施設などに短期間入所してもらい介護などを行うサービス

## ◆短期入所生活介護とは、

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができ介護負担の軽減を図ることもできます。また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時に役に立ちます。

## ◆介護予防短期入所生活介護とは、

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができ介護負担の軽減を図ることもできます。また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時に役に立ちます。要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援します。

## 【急変時の医療提供の方針】

嘱託医及び協力医療機関、協力歯科医療機関との契約をしており、緊急やむを得ない場合に対しては、嘱託医及び協力医療機関、協力歯科医療機関の診療を受けて頂くこととなります。

利用者の病状の悪化や急変時等の緊急事態に対して、利用者又は契約者及び家族等との話し合いや要請等に応じて、当事業所の看護師と連携の上、かかりつけ医や嘱託医師等の派遣、救急車要請又は事業所の専用車両等による、かかりつけ医療機関、協力医療機関へ時間外診療や協力医療機関へ緊急入院の措置を行います。

## ■ 短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

※介護保険負担限度割合語	Eに記載されてある <sup>5</sup>	村用者	<b>賃担の割合にした</b>	こがって、	<u>ご負担いただきます。</u>
要介護度区分	利用料金		要介護度区	分	利用料金
要支援 1	4, 38	の円	要介護 1		5,990円
要支援 2	5, 39	0円	要介護 2		6,660円
			要介護 3		7,340円
			要介護 4		8,010円
			要介護 5		8,660円
■ その他の加質(	短期入所生活介護	書)	<b>文</b> /1 版 0		利用料金
送迎加算	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			(片道)	1,840円
看護体制加算(I)	)			(1 日)	40円
看護体制加算(Ⅱ)					
医療連携強化加算	医療連携強化加算 (1				80円
夜間職員配置加算			(1 日)	130円	
緊急短期入所受入加算※7日を限度			(1 目)	900円	
療養食加算					230円
認知症行動・心理症状緊急対応加算※7日を限度 (					2,000円
若年性認知症利用	月者受入加算			(1 日)	1,200円
サービス提供体制	引強化加算			(1 日)	180円
				算(1月)平	成30年3月31日まで
	(介護予防短期入所	生活	介護費)		利用料金
送迎加算			(片道)	1,840円	
療養食加算			(1 日)	230円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算※7日を限度			(1 日)	2,000円	
若年性認知症利用者受入加算			(1 日)	1,200円	
			(1 日)	180円	
介護職員処遇改善加算(I) 介護報酬の5.9%の加算			算(1月)平月	成 30 年 3 月 31 日まで	

## ■ **その他の費用負担** (1 日あたり)

※介護保険負担限額認定証に記載されてある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます。

Marking Andrew Color and C						
負担段階	食事の負担限度額	居住費又は滞在費の負担限度額				
第1段階	300円	0円				
第2段階	390円	370円				
第3段階	650円	370円				
基準費用額	1,380円	8 4 0円				

#### ○理美容

施設内に行われる[理美容サービス]については 2,700 円(消費税込)/回をご負担いただきます。

○特別な食事の提供に要する費用など



## デイサービスセンター



住み慣れた家で、健康で自立した快適な生活が送れますよう、私たちデイサービスセンターが応援します。

## ●通所介護とは・・・・

### 施設などにおいて日帰り介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活 上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、 利用者の家族負担の軽減を図ります。

■ **事業所連絡先** 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 **☎**(0768)26 - 1910

■ 営業日: 月曜日~土曜日 営業時間:午前9時15分~午後4時15分

■ 通常の事業実施地域: 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ **苦情受付:責任者:施設長**:苦情やご相談は専用窓口で受付けします



### 1. 通所介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要介護 1	6, 560円	要介護 4	10,210円
要介護 2	7,750円	要介護 5	11, 440円
要介護 3	8, 980円		

#### 2. その他の加算(通所介護費)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

(1) [X] [1] [X] [X] [X] [X] [X] [X] [X] [X] [X] [X				
■ その他の加算(通所介護費)		利用料金		
若年性認知症利用者受入加算(1日)	600円			
入浴介助加算(1日)	500円			
サービス提供体制強化加算(1日)	180円			
中山間地域加算(河原田地区・三井地区	5%を加算			
介護職員処遇改善加算(I)	成30年3月31日まで)			

■ **その他の費用** ①食事等の提供(料金:利用1回あたり690円)

②おむつ代: 実費相当額

## ● 介護予防通所介護とは・・・・

#### 施設などにおいて日帰り介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常 生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向 上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。 要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

■ 営業日: 月曜日~土曜日

**1. 介護予防通所介護費** (1 ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要支援 1	16,470円	要支援 2	33,770円

### **2. その他の加算(介護予防通所介護費)** (1 ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(介護予防通所介	利用料金	
サービス担併体制みん物質	要支援 1	720円
サービス提供体制強化加算 	要支援 2	1, 440円
生活機能向上サービス活動加算	1,000円	
※栄養改善加算	1,500円	
※口腔機能向上加算	1,500円	
中山間地域加算(河原田地区・三井地区	5%を加算	
介護職員処遇改善加算(I)	(平成30年3月31日まで)	

■ **その他の費用** ①食事等の提供(料金:利用1回あたり690円)

②おむつ代: 実費相当額

輪島市元気デイサービス事業(通所型介護予防事業)(介護予防普及啓発事業)

**営業日**: 第2·第4日曜日

利用料: 1回あたり 1.000円(※食事提供含む)

機能訓練等各プログラムを実施し、在宅生活の継続を支援します。65歳以上の方で、一次予防事業対象者及び二次予防事業対象者と輪島市が認めた方が利用できます。

<u>-                                    </u>	スパットス 0 一次 1 例 子 木 パット 1 と 中間 は いん いいがこの か 十 がら く こ い ア 。				
送迎	福祉車両等で送迎します。				
健康チェック	健康チェックを行い、健康管理を行います。				
	入浴動作訓練のため家庭浴槽での入浴を提供します。				
<b>昼</b> 食	季節に合わせた食事を提供します。				
日常生活動作訓練	日常生活動作が維持できる訓練を行います。				
交流	孤立感の解消を図り、社会的交流を図ります。				

## ● 輪島市高齢者筋力向上トレーニング事業

実施施設: 高齢者向けトレーニング機器を整備し、実施しています。

プログラムの実施期間:おおむね3箇月程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、

効果が期待できる回数を設定します。

費用負担:スポーツ保険加入分(1年間)

**営業日**:月・木曜日 午前中 **利用金**:200円 1回あたり

■希望する方は自宅からセンターまで送迎いたします。





## 認知症対応型デイサービスセンター

あての木園





〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地

**否**(0768)23-4165 FAX(0768)23-4166

住み慣れた家で、健康で自立した快適な 生活が送れますよう、私たちデイサービ スセンターが応援します。

## 認知症対応型通所介護とは 認知症の方に対するディサービス(日帰りサービス)

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います。

### ■通所介護

■営業日:月曜日~金曜日

■サービス提供時間:午前9時15分~午後4時15分 ■通常の事業の実施地域:河井・大屋・鳳至・鵠巣・西保

#### 1. 通所介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度	利用料金	要介護度	利用料金
要介護 1	9,850円	要介護 4	13,070円
要介護 2	10,920円	要介護 5	14, 140円
要介護 3	11,990円		

#### 2. その他の加算(通所介護費)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(通所介護費)		利用料金
若年性認知症利用者受入加算(1日)		600円
栄養改善加算(1ヵ月に2回が限度)		1,500円
口腔機能向上加算(1ヵ月に2回が限度)		1,500円
個別機能訓練加算		270円
入浴介助加算		500円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		180円
介護職員処遇改善加算 介護報酬の 6.8%を加算(月)(5		<b>元成30年3月31日まで</b> )

## ■ **その他の費用** ①食事等の提供 料金:利用1回につき 690 円(おやつ代含む)

②おむつ代 料金: 実費相当額 ③衣類預かり(洗濯含む)実費負担

4)外出に伴う費用等は実費相当

## 介護予防認知症対応型通所介護とは認識のある軽度の方に対するディサービス

老人デイサービスなどにおいて、通所してきた軽度の認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事の介護、生活費に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営

むことができるように 支援します。

■営業日: 月曜日~金曜日

■サービス提供時間:午前9時15分~午後4時15分 ■通常の事業の実施地域:河井・大屋・鳳至・鵠巣・西保

**1. 介護予防通所介護費** (1ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要支援 1	8, 520円	要支援 2	9,520円

**2. その他の加算(介護予防通所介護費)** (1 ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(介護予防通所介護費)		利用料金
若年性認知症利用者受入加	算(1 日)	600円
栄養改善加算(1ヵ月に2回が限度)		1,500円
口腔機能向上加算(1ヵ月に2回が限度)		1,500円
個別機能訓練加算		270円
入浴介助加算		500円
サービス提供体制強化加算(I)イ		180円
介護職員処遇改善加算 介護報酬の 6.8%を加算(月)(平成30年3月31日まで		3月31日まで)

**■ その他の費用** ①食事等の提供 料金:利用1回につき 690 円(おやつ代含む)

②おむつ代 料金:実費相当額 ③衣類預かり(洗濯含む)実費負担

4外出に伴う費用等は実費相当

輪島市元気デイサービス事業(通所型介護予防事業)(介護予防普及啓発事業)

営業日: 月曜日~金曜日

利用料: 1回あたり 1.000円(※食事提供含む)

機能訓練等各プログラムを実施し、在宅生活の継続を支援します。65歳以上の方で、一次 予防事業対象者及び二次予防事業対象者と輪島市が認めた方が利用できます。

F 朱月家日次0 二次 ] 防手术月家日 C 辅 西 印 8 100 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
送迎	専用車両等で送迎します。	
健康チェック	健康チェックを行い、健康管理を行います。	
入 浴	入浴動作訓練のため家庭浴槽での入浴を提供します。	
昼 食	季節に合わせた食事を提供します。	
日常生活動作訓練	日常生活動作が維持できる訓練を行います。	
交流	孤立感の解消を図り、社会的交流を図ります。	

## ●地域支援事業(輪島市福祉会自主事業)

認知症の理解を深める研修会、家族の集い、認知症カフェなどを開催する地域交流研修室、介護や福祉の専門書や様々な書籍がある学習室については無料で使用できます。また、高齢者の方や在宅介護をしている家族の方の生活等に関する相談・助言なども行います。お気軽に当センター(0768)23-6165 にお問い合わせください。



## 訪問介護センター

## 訪問介護 住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入治、からつ、良事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

**<対 象 者>** 要介護 1 以上の認定を受けた方

くサービスの概要>

■身体介護:利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の 向

上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスです。

■生活援助:身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利

用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行

うことが困難な場合に行われるサービスです。

■ 事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野2番地 **☎**(0768)26 - 1910

■サービス提供時間 午前8時30分~午後5時30分まで

■通常の事業実施地域 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ 苦 情 受 付 : 責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受付けします

#### く訪 問 介 護 費>

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1時間以上	30 分増す毎
身体介護の利用料金	1,650円	2,450円	3,880円	5,640円	800円

#### ※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
生活援助の利用料金	1,830円	2, 250円

#### <その他の加算について(訪問介護費)>

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

NI BONNY LENGTH THE CASE OF THE PROPERTY OF TH		
■ その他の加算(訪問介護費)		利 用 料 金
初回加算		2,000円/月
特定事業所加算		1回につき20%の加算
特別地域訪問介護加算		1回につき 15%の加算
※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。		1 回に 20 10 7007加昇
中山間地域等加算(河原田地区・三井地区を除く方に加算)		1回につき 5%の加算
緊急時訪問介護加算		1,000円/回
生活機能向上連携加算		1,000円/月(3ヶ月)
介護職員処遇改善加算(I)	8.69	%加算/月(平成 30 年 3 月 31 日まで)

## 介護予防訪問介護 住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ (発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化 しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営む ことができるよう支援します。

**〈対 象 者〉** 要支援1または要支援2の認定を受けた方

くサービスの概要>

#### ■身体介護:

利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の 向上 のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスです。

#### ■生活援助:

身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

**くサービス提供時間>** 午前8時30分~午後5時30分まで

**<通常の事業実施地域>** 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

### <介護予防訪問介護費>

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

介護予防訪問介護費	利 用 料 金
介護予防訪問介護費(Ⅰ) ※おおむね週1回程度	11,680円/月
介護予防訪問介護費(Ⅱ) ※おおむね週2回程度	23,350円/月
介護予防訪問介護費(Ⅲ) ※おおむね週3回以上	37,040円/月

※月ごとの定額制になっているため、月の途中からの利用開始や月の途中での終了の場合や利用者の体調不良や訪問回数の増減等があっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 1. 月途中に要介護から要支援に変更になった場合。
- 2. 月途中に要支援から要介護に変更になった場合。
- 3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。 (※月途中で要支援の変更があった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します)

#### <その他の加算による介護予防訪問介護費>

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(介護予防訪問介護費)		利 用 料 金
特別地域訪問介護加算		1 回につき 15%の加算
※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。		1 回に 20 10%の加昇
中山間地域等加算(河原田地区・三井地区を除く方)		1 回につき 5%の加算
初回加算		2,000円/月
生活機能向上連携加算		1, 000円/月(3ヶ月)
介護職員処遇改善加算(I) 8.6%		7加算/月(平成 30 年 3 月 31 日まで)



## 訪問入浴介護センター



## 訪問入浴介護とは・・・・・

## 家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を 訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

■ **事業所連絡先**:石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 **☎**(0768)26 - 1910

■ **営業日**: 月曜日~金曜日 **営業時間**: 午前8時30分~午後5時30分

■ **通常の事業実施地域**: 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ **苦情受付:責任者:施設長:**苦情やご相談は専用窓口で受付けします

## □ 訪問入浴介護費

1. 通常入浴の場合(看護職員1名と介護職員2名)の訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	利用料金	備考
①基本料金	12,340円/回	※介護職員3人が行った場合×95%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,851円/回	基本料金の 15% <mark>※特別地域加算減額</mark> <mark>認定証</mark> がある方は、10%減額されます。
合計=①+②	14,191円/回	

## 2. 清拭又は部分浴の訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	利用料金	備考
①基本料金	8,638円/回	※基本料金の 70%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,296円/回	基本料金の 15% <mark>※特別地域加算減額</mark> <mark>認定証</mark> がある方は、10%減額されます。
合計=①+②	9,934円/回	

#### 3. その他の加算による訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(訪問入浴介護費)	利用料金	
サービス提供体制強化加算	360円/回	
介護職員処遇改善加算(I)	3.4%の加算/1ヶ月(平成 30年3月31日まで)	
中山間地域等に居住する者へのサー	通常の事業の実施地域以外の方(河原田地区、三井地区	
ビス提供加算	を除く地域)に基本料金の5%が加算されます。	

## 介護予防訪問入浴介護とは・・・・・

## 家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を 訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

■ 営業日: 月曜日~金曜日 営業日:午前8時30分~午後5時30分

■ 通常の事業実施地域: 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

## 口 介護予防訪問入浴介護費

1. 通常入浴の場合(看護職員1名と介護職員1名)の介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	利用料金	備考
①基本料金	8,340円/回	※介護職員 2 人で行った場合×95%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,250円/回	基本料金の 15% <mark>※特別地域加算減額認</mark> <mark>定証</mark> がある方は、10%減額されます。
合計=①+②	9,590円/回	

#### 2. 清拭又は部分浴の介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	利用料金	備考
①基本料金	5,830円/回	※基本料金の 70%
②特別地域訪問入浴介護加算	870円/回	基本料金の 15% <mark>※特別地域加算減額認定証</mark> がある方は、10%減額されます。
合計=①+②	6,700円/回	

#### 3. その他の加算による介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

٠,	WHANTERICAL COST THE SECOND SE		
	■その他の加算(介護予防訪問入浴介護費)	利用料金	
	サービス提供体制強化加算	360円/回	
	介護職員処遇改善加算(I)	3.4%の加算/1ヶ月(平成30年3月31日まで)	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提 供加算	通常の事業の実施地域以外の方(河原田地区・ 三井地区を除く方)は、基本料金に 5%が加算されます。	

## □ 在宅身体障害者等訪問入浴サービス (輪島市委託事業)



自力で入浴が困難な身体障害のある方で、さまざまな理由で外出が 難しく、家庭の風呂を使っての入浴が困難な方のためにご家庭を訪問 し、入浴の提供を行うサービスです。



## 居宅介護支援事務所

## 居宅介護支援とは・・・

### 自宅で自立した生活をするためのプランの作成やサービス調整

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるようにケアマネージャー (介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行います。

## 事業所の概要

事業所連絡先



- 通常の事業実施
- 営業日
- 営業時間
- 苦情受付責任者

石川県輪島市三井町小泉上野2番地

**2**(0768)26 - 1788

輪島市河原田地区、三井地区

月曜日~土曜日 定休日:日曜日

午前8時30分~17時30分

管理者: 苦情やご相談は専用窓口で受付けします

## サービスの内容

### ①居宅サービス計画の作成:

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、公正中立で総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画原案を作成します。

#### ②居宅サービス計画の同意:

居宅サービス計画の原案について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

#### ③居宅サービス計画の交付:

居宅サービス計画を作成した際には、その居宅サービス計画を利用者及びその家族及び指定居宅サービス事業所の担当者に交付します。

#### ④居宅サービス計画作成後の便宜の供与:

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。実施状況の把握は少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ⑤居宅サービス計画の変更:

契約者又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業所等が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者又は利用者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ⑥介護保険施設等の紹介:

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## ■居宅介護支援費

要介護区分	介護保険利用料金	内自己負担額
要介護1・2	10,420円/月	0円
要介護3・4・5	13,530円/月	0円

## ■加算について

加算名	介護保険利用料金	内自己負担額
特別地域居宅介護支援加算	15%加算	15%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 □通常の事業の実施地域以外の方(河原田地区・三井地区 を除く方)は、基本料金が加算されます。	5%加算	5%加算
初回加算	3,000円/月	0円/月
特定事業所加算(Ⅱ)	4,000円/月	0円/月
入院時情報連携加算(I)	2,000円/月	0円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000円/月	0円/月
退院・退所加算	3,000円/月	O円/月
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円/月	0円/月
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円/月	0円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/月	0円/月

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領することができない場合は、居宅介護支援費及び加算について全額を一旦支払って頂きます。

## ■介護予防居宅介護支援費 (輪島市より業務委託)

要 介 護 区 分	介護保険利用料金	内自己負担額
要支援1・2	4,300円/月	0円

## ■加算について

加  算  名	介護保険利用料金	内自己負担額
初回加算	3,000円/月	0円/月
介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加 算	3,000円/月	0円/月

※介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業所が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、**利用者の自己負担はありません。**但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護予防居宅介護支援費に相当する給付を受領することができない場合は、介護予防居宅介護支援費及び加算について全額を一旦支払って頂きます。



## 在宅介護支援センター

## 在宅介護支援センターとは・・・



自宅で暮らしている援護が必要な高齢者や援護が必要となるおそれのある高齢者、その家族の方等からの相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス(介護保険を含む)が、総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施期間、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行います。

**■事業連絡先:** 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 **☎**(0768)26 - 1788

石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

■営業日: 月曜日~金曜日

**■営業時間**: 午前 8 時 30 分~17 時 30 分



## 配食サービス



輪島市「食」に自立支援事業実施要綱に基づく配食サービス

■事業連絡先: ☎(0768)26 - 1661 または (0768)26 - 1788

■営業日: 年中無休

■配達時間: (昼食)午前 11 時 00 分~12 時 30 分 (夕食)午後 4 時から午後 5 時 30 分

※天候や道路状況によって異なる場合があります。

■営業エリア: 輪島市三井町・門前町本郷地区

■費用負担: 1 食 400 円(利用者の希望に応じ、1 日につき 2 食(昼・夕)まで提供します)

**対象者** 輪島市に住所を有する方で、①おおむね 65 歳以上の高齢者又は高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯若しくは障害者のみの世帯に属する方で、食事の調理が困難な方 ②日中、要介護又は要支援認定を受けた方のみとなる世帯に属する方で、食事の調理が困難かつ他からの食事の提供が受けられない方 ③輪島市長が特に認める方

**食事の内容** : ○栄養バランスに配慮した普通食を提供し、1 食当たり基準栄養量は、エネルギー量 500 ~600 キロカロリー、塩分 4 グラムを目安として提供します。○減塩食、刻み食などの体調に応じた食事及び季節や行事に合わせた行事食にも対応します。○配食サービス専用容器で温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供します。

**緊急時の対応**:安否確認時等に利用者の心身の状態に異常があると判断したときは、直ちに関係機関及びあらかじめ利用者が指定する緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事故発生時の対応:○不測の事態が発生したとき、又は利用者に対する配食サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町に報告するとともに、必要な措置を講じます。○利用者に対する配食サービスの提供により損害すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

苦情や要望について: ○『お弁当が配達されない』『食事の味がおかしい』『食事内容を変更してほしい』『お弁当の回数を増やしたい』『お弁当の数を減らしたい』等、配食サービスについての苦情や要望について、以下の連絡先にご連絡をお願いいたします。

あての木園在宅介護支援センター 26-1788 特別養護老人ホームあての木園 26-1661



## 地域支援



石川県輪島市三井町小泉上野2番地 ☎(0768)26-1788 ■事業連絡先: 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

 健康づくり教室(輪島市福祉会自主事業)(1講座 約10分~30分程度) 専門スタッフを派遣して以下の健康づくりのための教室を開催します。



#### 介護福祉士

(転倒予防、認知症予防、介護の方法)

### **嫩科衛生十**

(口から食べることの重要性、入れ歯について、歯の磨き方、 お口の体操)

### 栄養士

(食生活の相談・指導、介護食の紹介・相談)

介護支援専門員・社会福祉士

(介護保険制度の相談)

## 2. 施設見学及び福祉機器見学会 (輪島市福祉会自主事業)

お気軽にお越し下さい。詳しい内容は下記の通りです。

- ■入浴体験(檜風呂・家庭風呂・機械浴)※事前打合せ要
- ■入浴機器の見学※随時
- ■車いすや歩行器、ベッド等の福祉機器の見学※随時
- ■訪問入浴車の操作見学※土・日曜日
- ■福祉車両の見学※随時
- ■施設見学※随時

お願い

※1グループ5名以上~20名以下で申し込んで下さり

※送迎が必要な方は相談下さい。



## 3. 懐かしのテレビドラマや映画観賞会 (輪島市福祉会自主事業)



◆水戸黄門名作選
◆遠山の金さん
江戸の一ばん星杉 良太郎の魅力 ◆忠臣蔵 櫻花の巻・菊花の巻 ◆大岡越 前 第1部 DVD7枚組 全28話 ◆おしん 完全版【少 女編】 ◆天皇皇后両陛下‐ご結婚五十周年をお迎えにな って - ◆君の名は ◆愛染かつら ◆裸の大将 ◆ 釣りバカ日誌

## 4. 除雪応援隊(輪島市福祉会自主事業)

ショートステイ、デイサービス、ヘルパー、訪問入浴サービス、配食サービス等が利用で きない、外出できない等 一人暮らしの方や老夫婦世帯の方の要望に応じて除雪応援に行き ます。

## 5. 配食サービス (輪島市福祉会自主事業)

(対象者)輪島市三井町・門前町(本郷地区)に住所を有する方で、

- ①おおむね65歳以上の方で自宅において食事の調理が困難な方
- ②家族の状況で、食事の調理が困難かつ他からの食事の提供が受けられない方
- ③理事長が特に認める方

(費用)1食 820円(実費相当分)

【利用者の希望に応じ、1日につき2食(昼・夕)まで提供します。】

## 6. 輪島市地域包括支援センターとあての木園在宅介護支援センターとの連携について

## 『地域包括支援センター』

高齢の方やそのご家族の相談を受けたり、高齢の方の心身の状態に合わせた支援を提供する「地域の総合的なサービ拠点」ですので、介護・福祉・医療に関することなど、どこに相談していいかわからない場合も、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

### 『認知症に対する事業』

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを 推進するため、介護サービス事業所での<mark>認知症相談窓口整備事業</mark>等を行っています。

## 『在宅介護支援センター』(老人介護支援センター)

自宅で暮らしている援護が必要な高齢者や援護が必要となるおそれのある高齢者、その家族の方等からの相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス(介護保険を含む)が、総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行います。

## 7. しせつの窓口(輪島市福祉会自主事業)



輪島市内のショッピングセンター「ファミィ」内において、 しせつの窓口を開設しております。

しせつの窓口は、輪島市福祉会が事務局となって、子育て支援、障害者支援、認知症支援、介護保険制度の利用者等の相談を受け付けする窓口です。輪島市内にある42施設の担当者が相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

■営 業 日 : 月~金曜日 ※土・日の開設も随時

■相談時間: 10時~12時 13時30分~15時30分

## 8. その他

- ■災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結
- ■災害時における高齢者福祉施設間の応援に関する協定締結